

## 令和 8（2026）年度茨城県地域交通データ更新等業務委託仕様書

### 1 委託業務名及び発注者

- （１）業務名 令和 8（2026）年度茨城県地域交通データ更新等業務
- （２）発注者 茨城県地域交通政策推進協議会（会長 茨城県政策企画部長）

### 2 目的

県内の公共交通に関する基礎的なデータの時点修正及び必要なデータの収集を行い、次期茨城県地域公共交通計画の改定に必要な基礎資料として活用できるものを作成する。

### 3 履行期間

契約締結日から令和 9 年 3 月 31 日まで

### 4 業務内容

「茨城県地域公共交通計画」及び「茨城県公共交通活性化指針」等の既存計画・指針を十分に踏まえ、これまでの取組の成果や課題を整理するとともに、本県の地域公共交通を取り巻く社会環境及び情勢の変化を把握・分析すること。

また、国の交通政策、法制度、施策の方向性、交通事業者・関係業界の動向等を幅広く調査・整理するとともに、今後の技術動向、制度動向及び社会実装の可能性等を整理すること。

その上で、本県の地域特性や交通の現状を踏まえ、将来の地域交通に求められる役割や機能、今後の交通政策の方向性について検討し、次期計画における施策立案及び目標設定の基礎資料として取りまとめること。

なお、検討に当たっては、国土交通省が示す「地域公共交通計画等の作成と運用の手引き」及び「地域公共交通計画のアップデートガイダンス」等を踏まえるものとする。

#### （１）現状診断

##### ①地域の現状分析

##### ア 人口動態の整理

国勢調査等の既存資料により、過年度に整理された県全体及び圏域における人口動向等（人口分布、密度、年齢別人口、将来人口等）の更新を行う。

##### イ 拠点等の整理

国土数値情報、行政等提供資料、統計資料等により、過年度に整理された県全体及び圏域における主要施設の更新を行う。

- ・行政機関、医療機関、商業施設、教育関連施設、観光施設、その他公共施設

##### ウ 自家用車の保有及び利用状況の整理

行政等提供資料により、過年度に整理された自家用車の保有台数、自動車免許保有率等の更新を行う。

##### エ 人流状況の集計

国勢調査や学校要覧等の既存資料について収集整理を行いつつ、別業務で収集予定の人流データについて集計を行い、県全体及び圏域における人流状況について整理を行う。

#### オ 地域公共交通ネットワークの整理

県全体及び圏域における交通ネットワーク（鉄道、バス路線、鉄道駅、バス停等）の運行概要、利用状況、収支状況等について、収集・更新を行う。

特に、バス路線においては、地域間幹線系統を含む市町村域を越えて運行する広域路線バスのデータ収集・更新を行う。

また、つくばエクスプレス（TX）の土浦延伸など、県内外を結ぶ広域鉄道ネットワークの取組状況等について収集整理を行う。

#### カ 交通拠点における二次交通の現状整理

県内の鉄道主要駅や空港等の交通拠点における、周辺の人口、二次交通との接続、利用実態、便数、平均待ち時間など収集整理を行う。

#### キ 交通事業者の取組状況

交通事業者の現状、課題、DX・GXや運転手確保への取組状況等について収集整理を行う。

### ②上位・関連計画の整理

上位・関連計画を確認し、過年度に整理した方向性から変更がある場合には、（交通ネットワークの拠点とすべき主要施設等）の更新を行う。（() の更新も含む）

### ③地域公共交通ネットワークを取り巻く課題整理

①と②を踏まえて、人口動態、拠点、人流状況、地域公共交通ネットワークの整理、上位関連計画を踏まえて、県全体及び圏域の地域公共交通を取り巻く課題を整理する。

④その他、次期茨城県地域公共交通計画の改定に必要な基礎資料等について提案を行う。

### （2）法定協議会等の運営支援

茨城県地域公共交通政策推進協議会（法定協議会）及び交通計画分科会の資料作成を行う。開催回数は2回程度を予定する。

### （3）打合せ協議

本業務の実施にあたっては、計2回程度の打合せを実施する。

### （4）業務報告書の作成

以上の内容を取りまとめて、業務報告書を作成する。

## 5 支払対象

当該事業を実施するために生じる費用一式とする。（データの整理及び報告書の作成経費等を含む。）

## 6 成果品

本業務の成果品は、報告書1部及び電子データを収めたCD-R又はDVD-Rディスク1枚により納品する。

## 7 その他

- (1) 本業務において知り得たデータ及び成果は、当協議会に帰属するものとし、これらのデータ等を当協議会に許可なく使用し、又は第三者に提供してはならない。委託業務終了後も同様とする。
- (2) 本仕様書に記載されていない事項については、当協議会の指示に従うこと。
- (3) 仕様書に定める事項について疑義が生じたときは、その都度、当協議会と受託者が協議して定めるものとする。